

平成25年10月25日

学生各位

台風27号接近に伴う授業の取扱いについて

標記のことについて、学習要項記載のとおり、下記のように取扱いますので、各自確認の上対応願います。

記

～学習要項抜粋～

休講措置について

やむをえない理由で授業が休講となる場合は、原則として掲示によって連絡することとする。休講となった授業については、後日必ず補講を行うので、掲示に注意すること。

なお、非常時における授業対応については、以下により休講措置をとる。

1 台風発生の影響に伴う場合

①学生の登校前

暴風警報等発令後（※警報発令地域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象とする。）

- 1) 午前6時以前に当該警報が解除された場合は、通常授業を開始する。
- 2) 午前10時迄に当該警報が解除された場合は、午後の授業（1年次は3限目、2～6年次は4限目）から開始することとし、午前の授業（1年次の1～2限目、2～6年次の1～3限目）は休講とし、後日補講を行う。
- 3) 午前10時以降に当該警報が解除された場合は、終日休講とし、後日補講を行う。
- 4) 上記1～3項については、学生への周知は行わないので、情報の取得に関しては、学生各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用いて各種気象情報や交通状況等の情報を取得すること。

②学生の登校後

通常通り1限目より授業が開始された後、台風による影響が拡大した場合、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、授業の継続または中断の判断を、学部において決定し、学生に掲示・メール等にて周知する。なお、授業が中断された場合、後日補講を行うこととする。

～ 一部省略 ～

3 その他災害が発生した場合

災害等非常時における授業実施に関しては、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、学部において決定し、学生に掲示・メール等にて周知することとする。なお、非常時における情報の取得に関しては、学生各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用いて各種気象情報や交通状況等の情報を取得すること。

以上